

平成18年度第2回芦屋すこやか長寿プラン2.1評価委員会 会議録

日 時	平成19年3月23日(金) 13:30~15:30		
会 場	北館2階会議室3		
出席者	委員長 浅野 仁 副委員長 多田 梢 委 員 関 武晟 藤原 靖代 中野 久美子 中條 智子 三上 邦江 柴沼 元 久保崎 進 瀬尾 多嘉子 瀬々倉 利一 佐治 雅子 安宅 桂子 藤田 一 浅原 友美 欠席者 若林 益郎 加納 多恵子 鶴林 泉 事務局 保健福祉部次長(高齢者対策担当) 浜野 孝 健康課長 山田 昌三 健康課課長補佐 瀬戸山 敏子 高年福祉課課長補佐(介護保険担当) 寺本 慎児 高年福祉課課長補佐(介護保険担当) 安達 昌宏 高年福祉課主査(高年福祉担当) 川原 智夏 高年福祉課主査(高年福祉担当) 細井 洋海 高年福祉課主事 谷野 誠		
会議の公表	公開	非公開	部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>		
傍聴者数	0人		

1 議題

- (1) 新制度における介護認定の状況と地域密着型サービスの整備状況について
- (2) 介護予防と高齢者施策について
- (3) 老人保健福祉施策について

2 審議内容

開 会

(委員長) 開会あいさつ。

議題(1) 要支援1から要介護5までの認定状況、地域密着型サービスの整備状況について説明して下さい。

(事務局) 新しい介護認定による認定の状況について、第1号被保険者は、計画数に近い数字である。要介護(要支援)認定者数も制度改正前とほぼ同じ推移であり、認定率も県平均の認定率と同じ17%前後で推移しており、要介護1相当から要支援2への認定割合も県内の平均に近い。

地域密着型サービスの各圏域ごとの整備状況について、精道生活圏域では2ヶ所について整備済み、潮見生活圏域では公募により事業者を決定、山手生活圏域では来年度に公募予定である。また、新しい制度である小規模多機能型居宅介護の県内整備状況について説明。

(委員長) ありがとうございました。

認定状況についてですが、要介護1相当から要支援になった方からのクレームはかなりありましたか。

(事務局) 問合せ件数は思ったより少なかったですが、なかなか理解いただけない状況でした。

(委員) 地域密着型サービスについてですが、地域密着型の特定施設とはどのようなものですか。

(事務局) 29人以下の有料老人ホームのことをいいます。

(委員) いままでの有料老人ホームとの違いはなんですか。

(事務局) 介護認定を受けた方だけの有料老人ホームということです。

(委員) 小規模多機能型居宅介護の定員は何名でしたか。

(事務局) 定員は25人以下です。

(委員長) 小規模多機能型居宅介護の利用状況はいかがですか。

(事務局) 「ブーケの里」では現在3名だけの利用です。

利用が少ない理由は、今までのケアマネジャーが変わること、新しい制度について理解されていないこと、他のデイサービスが使えなくなることなどが考えられます。一方、「きらくえん倶楽部大柵町」では23人の登録です。ここは同じ法人が運営しているところ開設したということで、利用者は安心して利用できると考えたと思います。

(委員) 小規模多機能型居宅介護の利用がなかった場合、収入があるのでしょうか。どのような仕組みですか。

(事務局) 利用者の登録があれば、定額で収入が入ります。それ以外にも、実際に利用すれば食費等の収入はあります。

(委員) 小規模多機能型居宅介護だけでは採算はとれない。

複合型施設とすることで何とか運営ができるのかなと思います。

(委員) 今までのサービスが良かった場合、なかなか利用するサービスを変えることにためらう方がおられるとは思いますが、認知症のかたにとってはよい制度だと思います。

(委員) 小規模多機能型居宅介護サービスは、介護認定を受ければ入れるのですか。

(事務局) そうです。採算面から言えば要介護3以上の利用を想定しているのかなと思います。

(委員長) 定額で介護報酬はいくらぐらいですか。

(事務局) 最高で29,808円です。

(委員) 小規模多機能型居宅介護サービスについて、あまり周知されていないのではないのでしょうか。言い方がむずかしいですね。

(事務局) そうです。やはり新しい制度ですから今後どのように周知していくかは課題といえます。

(委員長) 議題(2)地域支援事業の介護予防事業の状況、地域包括支援センターの状況、高齢者施策について説明して下さい。

(事務局) 特定高齢者(すこやか高齢者)の把握事業について、特定高齢者数、決定者率、すこやか教室の参加者数等について説明。

上半期(4月~9月)の高齢者生活支援センターの活動状況について、相談人数、相談の内容、権利擁護(成年後見等)に関する相談件数、内容等について説明。

(委員長) ありがとうございました。質問、意見等ございますか。

(委員) 相談内容で消費者被害が上がっていますが事例を教えてください。

(事務局) 高額商品、リフォーム被害などのいわゆる悪徳商法です。

(委員) バックアップ体制やその後の追跡とかはありますか。

次々と手口を変えてきますので、どうしても新しい手口にはまりやすいものです。勧誘に来たときに高齢者がどう対応したらよいのか、講演会等で予防措置をとっていただけたらと思います。

(委員) 実際、受け皿はもっていますが本人の意識改革となるとなかなかむずかしいと思います。

(委員) やはり周りの人たちの協力、地域の方々の対応が必要かと思います。日常のサポートが必要で、本人が気づいたときには手遅れです。

(委員) 権利擁護の困難事例とはどういうことを言うのですか。

(事務局) 何を困難事例というのか定義付けはむずかしいですが、複合的なもの、高齢者の虐待だけではなく、障がい者、児童虐待も絡む困難な事例をここでは挙げています。

- (委員長) 支援センター報告は活動の実績を数字で示しているだけですが、一番知りたいのは実態です。制度が出来て1年経過しますが、3人の専門職の仕事がいろいろと大変だと聞いています。芦屋の場合はいかがですか。在宅介護支援センターと比べ大変業務も多いと聞いておりますが。
- (事務局) 要支援者のケアマネジメントに時間をとられますし、委託に出してもプランのチェックがいる。手続きも新しく問合せの対応も大変だと聞いています。保健師もケアプランは初めてで戸惑っているようです。
- (委員長) 保健師の離職率も高いですね。
- (委員) 特定高齢者(すこやか高齢者)の利用率はどうか。
案内はどのようにされていますか。新聞をとらない方が結構おられるので広報誌が届かない方も多いのではないのでしょうか。
- (事務局) 参加率は少ないと思います。啓発は今後も必要と考えています。
なお、国の動きとして選定枠を緩めようとしてきていますので、今後参加率は上がると考えています。また、医師会にも協力を求めており、周知を図っていきます。
- (委員長) 議題(3)保健センターの施策について説明して下さい。
- (事務局) 老人健診、介護予防検診の実施状況、巡回市民健康診査、市民健康診査の受診者数、要指導、要医療者数の状況について説明。
- (委員長) ありがとうございました。質問、意見等ございますか。
- (委員) 受託したものとしては、健診の案内が3か月ごとなので、案内が来ていないとか、問診票を書いてこなかったりとかでかなり手間がかかりました。実際に行ってみて特定高齢者が少ないように感じました。
- (委員長) 医療機関に委託したことで受診率が上がったと理解していいのでしょうか。
- (事務局) 65歳以上の方は医療機関のみでの受診としたことによります。
- (委員) 受診結果状況において要医療が多いのはどうしてですか。
- (事務局) 結果が1項目でもあれば要医療となりますので、件数は多くなります。結核人数の中には、若い方もいました。
- (委員) 慢性疾患の方などは、重複するので受けなくていいのですか。
- (事務局) 介護認定を受けている方、通院されている方については、受診いただくなくてもよいと伝えていきます。介護認定を受けていない人は受けて下さいとお願いしています。また、医療にかかっているかたは、受診いただくなくてもよいと伝えていきます。
- (委員長) 質問がなければこれで終わります。事務局からの資料として数字の報告がどうしても多くなりますが、出来れば次回は把握した内容や問題点を含めた報告があれば突っ込んだ意見交換ができると思いますのでよろしく願います。

閉 会